

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：埼玉県
農業委員会名：白岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年2月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	696	農業就業者数	1570	認定農業者	70
自給的農家数	257	女性	771	基本構想水準到達者	—
販売農家数	439	40代以下	558	認定新規就農者	0
主業農家数	98	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	110			集落営農経営	1
副業的農家数	231			特定農業団体	0
				集落営農組織	1

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	643	332	—	—	—	975
経営耕地面積	383	210	153	57	0	—
遊休農地面積	14	20	—	—	—	34
農地台帳面積	461	585	—	—	—	1046

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	11			
認定農業者に準ずる者	—	1			
女性	—	1			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年2月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	975 ha	96 ha	10.0%
課 題	・農地相談等により得た情報により、規模拡大を図っている農業系法人に集約することができたが、なお、積極的にあつせんを図る。 ・農地の確保・有効利用を図る上で、農業従事者の減少・高齢化・相続に伴った不在地主の増加による耕作放棄地の増加及び農地の分散化等が支障となっている。 ・耕作放棄地がまばらに点在しており、より多くの利用増進を図るためには、多方面からの問題を解消していく必要がある。 ・各委員等の農地利用最適化活動に対する考え方に差があり、集積が可能な地区であっても推進が図れていないため、説明や研修等で委員等の理解を深める必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 103 ha (うち新規集積面積 4 ha)
	目標設定の考え方:既集積面積に遊休農地解消目標面積を加えた面積を目標とし、遊休農地解消目標面積の約1/2を新規集積とすることを目標とする。
活動計画	通年 ・農業関係会議等において、農家に対しリーフレット等を配布し、利用集積等の啓発活動を実施する。 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による、利用集積に向けた掘り起こし活動を実施する。 ・農業法人等に積極的にあつせんする。 5月 ・国、県に市の実情・支援等の要望を伝えていく。 11月 ・農地所有者等を対象とした意向調査を行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	1 経営体	1 経営体	0 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.7 ha	0.6 ha	0 ha
課題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。 また、当市は梨と水稻が主な経営であるが、他の作物で参入できるよう、農業委員等と共に積極的に働きかけを行う必要がある。 さらに、「国・県がJAと協力し積極的に生産者と関り消費を拡大して欲しい」とする農家の意見を積極的に伝える必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	4 ha
活動計画	4月 ・農事委員会議の際、委員に向けて呼びかけを実施する。 5、10月 ・利用集積受付期間の借入者に対し、窓口で新規参入に関する啓発を実施する。 通年 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員により、啓発・あつせんを行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,009 ha	34 ha	3.4%
課題	農業従事者の減少・高齢化・相続に伴った不在地主の増加による耕作放棄地の増加及び農地の分散化等が、農地の確保・有効利用を図る上で問題となっている。 また、耕作放棄地がまばらに点在しており、利用増進を図るためには、多方面からの問題を解消していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

活動計画	目 標	遊休農地の解消面積 7 ha		
		目標設定の考え方: 現存する遊休農地のうち、比較的再開可能な農地は約2割程度と判断し、その数値を目標とする。		
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		34 人	6月～8月	8月～10月
		調査方法	6～8月 ・職員等により、農地ナビ及び現地確認等の、農地利用状況調査を実施 8～10月 ・調査結果の登録 通年 ・農地利用最適化推進委員を中心に、個別聴取が必要と判断された農家の聴き取り調査実施。	
		農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	その他	10月～11月	11月～2月	
		・耕作放棄地全体調査等の基礎とするため、調査結果をデータ化する。 ・雑草に対する通報、発見により、除草依頼通知を農業委員が所有者宅へ持参し、今後の指導相談を受ける。 ・参入した法人が増えたため、積極的に耕作放棄地の解消の協力を求める。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年2月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	975 ha	43 ha
課 題	標記には、早期指導が必要な違反のほか、届出で済む市街化区域の違反や、農家の方が50年程度以前から住宅敷地の一部として使用(追認になるケース)しているもの及び、届出をすることで容易に違反が解消される手続きが未完の軽微な事案が多数含まれているため、実態を勘案しながら違反指導を行っていく必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

活動計画	・違反転用の是正指導 違反転用者に対し、状況に応じ、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施する。 ・毎週、農業委員を3, 4名のグループに区分し、交替で不法盛土・違反転用の監視を実施する。 ・違反転用の発生防止に向けた取組 4月 リーフレットによる農業者等へ周知する。 通年 農地パトロールを行う。 ・案件によっては、警察に協力を求めパトロール等を強化してもらう。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入